

【配付資料】

本庁舎サードプレイス利活用スキームについて

R4.4.1 青森市総務部管財課

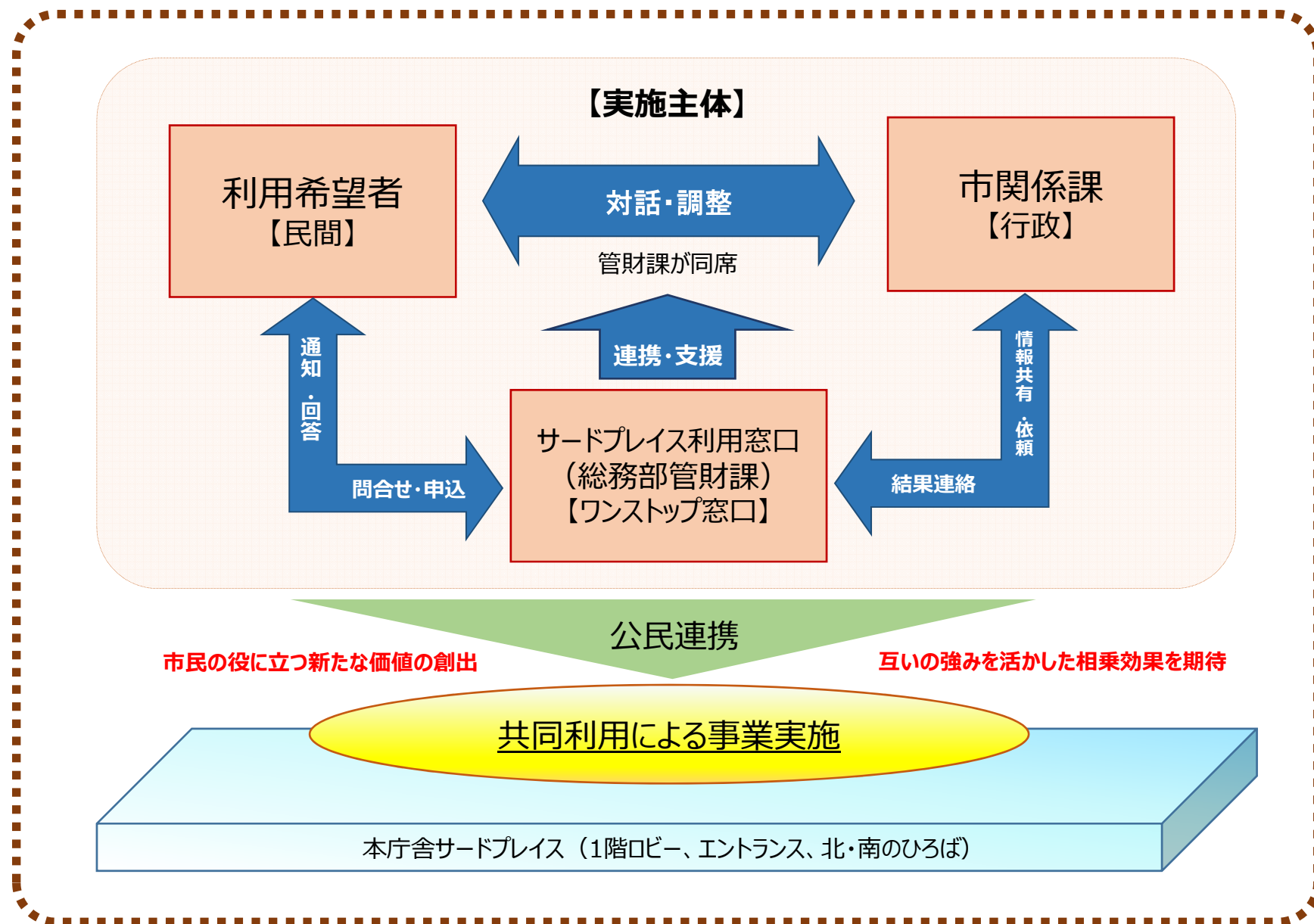
1 運営スキームの概要

市庁舎としての特性を踏まえ、公民連携による利活用スキーム※を導入し、サードプレイス機能の充実を図る。

※本市と同じ庁舎内にスペースを有する甲府市、横浜市を参考とした。

項目	内容
活用方針	行政と民間がそれぞれの強みを活かして、市民の役に立つ新たな価値(相乗効果)を創り出す ～公民連携による新たな公共空間の利活用の実践～
利用場所	本庁舎1階ロビー、エントランス及び北・南のひろば ※「南のひろば」は、平日駐車場として使用するため、原則として休日のみ。
利用内容	市との対話を通じて共催可能な取組 例) 地場産品を活用した新商品の即売会、地域スポーツ振興を目的としたファンミーティング等
対象者	希望する個人及び団体 (企業,NPO法人,任意団体等)
申込窓口	総務部管財課 (サードプレイス利用窓口)
利用時間	原則 8:30～18:00 ※ただし、庁舎管理運営上、支障のある時間等を除く。土日祝日可。
使用料	不要 ※市との共同利用のため目的外使用許可の手続きは不要。使用料は発生しない。
駐車料金	免除 ※市との共同利用のため利用者・参加者は免除。

2 運営スキームのイメージ図



3 運営スキームの基本フロー

